

会 則

日本旅館国際女将会

Leading Ryokan Worldwide
Okami Association of Japanese Ryokan

会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、「日本旅館国際女将会、英文名: Okami Association of Japanese Ryokan = OAJR」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、日本旅館の文化を海外に広く紹介し、訪日外国人旅行者の拡大促進に努めると共に、会員相互の親睦と情報交換をとおして、日本旅館における女性経営者(女将)の向上と旅館業の国際化を図り、本会及び旅館業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第2章 活 動

(活動内容)

第3条 本会は、前第2条の目的を達成するために、次の活動を行う。

1. 会員の資質向上及び研鑽の為の研修
2. 日本旅館の海外紹介
3. 外国人の訪日と日本旅館への滞在促進
4. 日本文化の普及及び異文化交流促進
5. 会員相互の親睦と情報発信
6. その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第3章 会 員

(会員資格)

第4条 会員は、正会員及び賛助会員とする。

1. 会員は、日本国内において旅館業を営む女性経営者、女将及びそれに準ずるものとする。
2. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する法人又は個人とする。

(会員承認)

第5条 1. 正会員は、正会員2名以上の推薦をもって、役員会で承認されたものとする。
2. 賛助会員は、正会員1名以上の推薦をもって、役員会で承認されたものとする。

(会費等)

第6条 正会員及び賛助会員は、本会を維持し、活動に必要な所定の入会金及び会費を納めるものとする。

(脱 退)

第7条 会員が会長に対して脱退の意思を表示した時は、その時点で脱退できる。脱退する際に入会金及び会費の払い戻しはしないものとする。

第4章 役員

(役員構成)

第8条 本会の役員は、次により構成する。

会 長	1 名
副会長	2 名以上 4 名以内
理 事	6 名以上 10 名以内
監 事	2 名

(役員選出)

第9条 1 会長及び副会長は、理事の互選により、役員会において承認されたものとする。
2 理事、監事は、会員から推薦され、総会において承認されたものとする。
3 本会には、名誉会長、特別顧問及び顧問を置くことができる。名誉会長、特別顧問及び顧問は、本会の活動趣旨をよく理解し、本会に対してのアドバイス及び対外的な認知活動を行うものとする。顧問は、役員会が委嘱する（数名）。

(役員任期)

第10条 前条の役員の任期は、2年とする。但し、再選はさまたげない。

(役員役割)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合、その職務を代行する。
3 理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の企画運営にあたる。
4 監事は、会計を監査する。

第5章 事務局

(設置等)

第12条 事務局は東京都中野区東中野 3-15-14 一般財団法人日本ホテル教育センター内に置く
2 事務局には、事務局長を置く
3 事務局長は総会の承認を得て、会長が任免する。

第6章 会議

(会議の種類)

第13条 会議を分けて、総会、役員会とする。

- 1 会議は、全て会長がこれを召集する。
- 2 会議の議決は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長が決する。
- 3 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の召集)

第14条 総会を召集しようとするときは、開催日の1カ月前までに、会議の目的事項、日時及び場所を示して、会員に通知しなければならない。

(総会付議事項)

第15条 次の事項は、年次総会に付議しなければならない。

- ① 活動計画及び収支予算
- ② 活動報告及び決算報告
- ③ 会則の変更
- ④ 入会金及び年会費の変更
- ⑤ 役員を選任、留任及び解任
- ⑥ その他の重要な事項

(決議事項の保存)

第16条 総会の議決事項は、事務局が作成し、保存するものとする。

(役員会の召集)

第17条 役員会は、第9条に定める役員をもって構成し会長が必要と認めたときこれを召集する。

(役員会付議事項)

第18条 次の事項は、役員会に付議しなければならない。

1. 予算、決算、活動計画及び活動報告など総会に提出する議案
2. 会則変更案
3. その他の重要な事項

第7章 会計及び会費

(収入)

第19条 本会の収入は、入会金、年会費及びその他の収入からなるものとする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わるものとする。

(会 費)

第21条 本会の入会金 20,000 円は入会時に、年会費 20,000 円は、毎年6月までに納入するものとする。

(金 額)

第22条 本会の入会金、及び年会費は下記のとおりとする。

正会員	入会金	20,000 円
	年会費	20,000 円
賛助会員	入会金	0 円
	年会費	20,000 円
企業賛助会員	入会金	0 円
	年会費	50,000 円

但し、新行事の実施に伴う費用は、その都度徴収し、清算する事を基本とする。

第9章 補 則

- ①規約に定めるもののほか必要な事項は別に定める
- ②会は 2002 年5月1日をもって施行するものとする

(慶弔見舞金規程)

本会の慶弔金等の支給は本規定により行う。

病気見舞金(入院)

	会員	10,000 円
結婚祝金	会員	20,000 円
出産祝金	会員	10,000 円
災害見舞金	会員	10,000 円
死亡弔慰金	会員	20,000 円
	(及び生花・弔電)	
	配偶者及び1親等の親族	
		10,000 円
	(及び生花・弔電)	

年間の活動概況

基本的には年間4回の定例会の会合を開催。

- 1) 6月 総会、学習会、懇親会
- 2) 9月 海外イベント
- 3) 12月 定例会、学習会、懇親会
- 4) 3月 定例会、学習会、懇親会

その他必要に応じて、会合、イベント等を開催。

備考： 設立初年より当分の間は、会則を基本にしながらも、軌道に乗るまで、下記により暫定的に、本会を運営する。

- ①本部を一般財団法人日本ホテル教育センター内におき、一般財団法人日本ホテル教育センター 理事長 石塚勉(補佐:黒沢由美子、)が事務局長を代行する。なお、会費の出入金管理、通帳管理は、村田知世、山本未姫が担当する。
- ②当面、本会の意思決定は、事務局と会長、副会長及び数名の理事により、弾力的に行う。
- ③正会員、賛助会員の会費は、2002年度より徴集し、通常の事務連絡関係経費に充当する。但し、共同で行う会議、イベント、出版物の作成等に要する費用は、会員及び当事者間で、その実費を負担する。

本部所在地

〒164-0003 東京都中野区東中野 3-15-14

一般財団法人日本ホテル教育センター内

電話:03-3360-8231 Fax: 03-3360-8584

E-mail: ishizuka@jhs.ac.jp URL: <http://www.jec-jp.org>